

講演 1

植物品種保護制度をめぐる動きについて

農林水産省農蚕園芸局種苗課

嘉多山 茂

U P O V 条約改正の概要と批准に向けた各国の動き

1. 植物新品種保護条約（U P O V 条約）改正の経緯と内容

(1) 近年の植物分野におけるバイオテクノロジーの進展により、種苗の大量増殖や新品種作出の可能性が増大しているが、このような状況の下で植物品種権を適切に保護するための制度のあり方が求められるようになった。

このため、1988年以来、U P O V（植物品種保護国際同盟）においてU P O V 条約改正の検討が進められていたが、91年3月にジュネーブで開かれた外交会議で条約改正案が全会一致で採択された。

なお、国内においては学識経験者からなる「バイオテクノロジー成果物保護研究会」により、この問題について90年9月に報告書が取りまとめられているが、今回の条約改正の内容は基本的にその報告書の内容に即したものになっていると考えている。

(2) 条約改正の主要な内容は次の通りである。

① 植物体種権の強化

植物品種権の効力が、種苗の増殖に及ぶ（現在では原則として種苗の販売のみ）こととともに、種苗段階で権利行使ができなかった場合には収穫物に、更には直接的な加工品にも効力が及び得ることとした（直接的な加工品を権利行使の対象範囲に含めるかどうかは、各国に委ねられた。）。また、出願から登録までの間の権利を保護するための仮保護制度の導入を義務づけた。なお、農家の自家採種については権利が及ばないとする特例を設けた。

② 従属関係の導入

登録品種のわずかな形質のみを変更した品種には当該登録品種の効力が及ぶこととする従属関係を導入した。

③ 保護対象植物の拡大

各国はできる限り多くの種類の植物（最低種類数を義務づけ）を保護することとされていたのを、あらゆる植物の種類について保護することが義務づけられた。

④ 二重保護禁止規定

特許との関係において、二重保護を禁止していたが、その取扱については各国の判断に委ねることとし、二重保護禁止規定は削除された。

⑤ その他

保護の期間を15年から20年（永年性植物は18年から25年）以上に延長するとともに、内国民待遇、優先権等に関する規定を改めた。

2. U P O V 条約をめぐる各国の動き

改正条約の発効には 5 か国の批准が必要であるが、いまだ改正条約を批准した国はない。最近の各国の状況は次のとおりである。

(1) アメリカ

平成 6 年 10 月に改正法が成立し、平成 7 年 4 月に施行された。

現在、批准の手続き中。近々批准できる見込み。

(2) オーストラリア

平成 6 年 9 月に改正法が成立し、同年 10 月に施行されたところであり、間もなく批准する見込み。

(3) イスラエル

国会に法案を提出。近々審議が開始される見込み。その後条約の批准。

(4) E C

E C 品種権規則は、平成 6 年 7 月に採択され、同年 9 月に発効。

(5) オランダ

3 月末に改正法案を国会に提出。本年中に成立の見込み。

種苗法改正をめぐる主要な論点

1. 微生物の取扱いについて

(1) 問題の所在

改正条約では、対象植物が全植物に拡大されたことに伴い、生物分類としては、植物に含み得る微生物をその対象とすべきか否かが問題となる。なお、現在、種苗法では、きのこ（子実体をつくるもの）はその対象としているところである。

(2) 条約改正における議論の経緯

条約改正時、外交会議において、我が国から、「全ての植物の属及び種」の概念がバクテリアや酵母のような微生物も含んでいるかについて問題提起を行ったが、会議で下等生物の分類について結論付けることはせず、加盟国の判断に委ねられることになった。

(3) 諸外国における取扱い

きのこは保護するのが大勢であるが、それ以下の微生物への拡大に積極的な国は多くはない。改正法の成立した米国とオーストラリアについてみると、米国は真菌類及び細菌類を除くとしており、オーストラリアは真菌類を含むが細菌類、ウイルス等は除くとしている。

2. 農家の自家増殖について

(1) 問題の所在

育成者権の効力が及ぶ範囲が、'78年条約では有償譲渡であったが、'91年条約では有償譲渡のほか、増殖、調整等の行為にも拡大されることとなり、従来、農業慣行として行われてきた自家増殖についても、育成者権の効力が及ぶこととなる。このため、'91年条約15条(2)において、任意的例外として、農家の自家増殖に関して育成者権を制限できる旨の規定が設けられた。しかしながら、この規定は、各国の農業慣行の相違を反映して、抽象的な規定となっており、基本的には各締約国の裁量に委ねられていると考えられ、わが国の現状に対応した規定・運用を検討することが必要である。

(2)条約改正における議論の経緯

条約改正においては、育成者の利益の保護のあり方、対象作物の限定に必要性があるか否か等について議論が行われたが、各国における重要な作物の相違、自家増殖の慣行等の事情が異なることから、最終的には、抽象的な規定ぶりとなり、国内法での規定、運用については各国の裁量に委ねられるものとなった。

第15条(2)任意的例外

第14条の規定にかかわらず、各締約国は、合理的な範囲内で、かつ育成者の正当な利益を保護することを前提に、農家が保護品種又は第14条(2)(a)(i)又は(ii)によって保護の効力が及ぶ品種を自己の経営地で栽培して得た収穫物を、自己の経営地において繁殖の目的で利用することができるよういかなる品種に関しても育成者権を制限することができる。

(3)諸外国における取扱い

米国及びオーストラリアの改正法においては、基本的に従来農業慣行として行われてきた自家増殖を育成者権の例外として規定しているのに対し、E C品種権規則では、作物を小麦、大麦、ばれいしょ等21作物に限定するとともに、育成者に対する補償金（穀物92tの生産に必要な土地より小規模な農家は対象とならない。）を規定するなど、各国の農業事情を踏まえて、大きく異なった規定ぶりとなっている。

3. 従属品種について

(1)問題の所在

現行条約に基づく品種保護制度において、育成者権の効力は登録品種の範囲に及ぶものであり、登録品種と区別性のある別品種に対しては、その差異がわずかなものであっても当該育成者権の効力は及ばないこととなっている。しかしながら、バイオテクノロジー等の進展に伴い、登録品種を利用して、これとわずかな形質しか違わない品種を作出することが容易となってきたため、改正条約14条(5)においては、登録品種とわずかな形質しか違わない品種（従属品種）については、原品種の育成者権の効力が及ぶこととされた。すなわち、従属品種は、原品種とは別品種であるので品種登録は可能であるが、原品種の効力が及ぶこととなり、原品種の育成者の許諾がなければ、従属品種の利用ができないものとされた。この従属品種の規定は、義務規定であるので、我が国においても、改正条約の規定に従い制度を整備する必要がある。

(2)条約改正における議論の経緯

改正条約の規定は、以下のとおりである。

第14条(5)本質的に由来する品種

- (a) (1)から(4)までの規定は、次に掲げる品種にも適用する。
 - (i)保護品種自体が本質的に由来する品種ではない場合で当該保護品種に本質的に由来する品種
- (b)(a)(i)の目的のために、他の品種（「原品種」）に本質的に由来する品種とは、以下の条件を満たす品種をいう。
 - (i)原品種又は原品種に主として由來した品種に主として由來したものであり、原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせから生じる本質的な特性の表現を維持していること
 - (ii)原品種から明確に区別できること
 - (iii)由来の行為により生じた差異のほかは、原品種の遺伝子型又は遺伝子型の組み合わせから生じる本質的な特性の表現において原品種と一致すること
- (c)本質的に由来する品種は、例えば自然的、人為的変異体若しくは体細胞変異体の選抜、原品種の植物体からの個体変異体の選抜、戻し交雑又は遺伝子工学による形質転換により得られることがある。

上記規定の(b)から明らかなように、従属関係が成立するためには、従属品種は原品種に主として由來し本質的な特性の表現を全て維持していること、由來から生じる差異を除いて本質的な特性の表現において原品種と一致していることなどを要することが明らかとされている。このような要件を具体的にどのように適用するかという点の指針とするため、改正条約の条文の採択後に、従属関係の判断に当たっての国際的ガイドラインづくりがUPOVにおいて検討されたが、その検討において、従属関係は、権利付与に関する審査の問題ではなく、権利付与後の登録品種と他の品種間における関係当事者間の権利調整の問題であるため、基本的には関係当事者間の交渉、ひいては裁判所における紛争解決の手続に委ねられるべき問題であると理解する国が多数を占めたことから、ガイドラインの検討は各国における紛争解決事例の積み重ねを待って行うこととされた。

(3)諸外国における取扱い

米国、オーストラリアの改正法、ECP品種権規則のいずれも、UPOV条約14条(5)の規定に基づき、従属関係の要件を規定している。

知っておきたい品種登録制度 <未定稿>

1 品種登録制度の目的

収量、品質、熟期、耐病性等について優れた品種を育成することは、農林水産業経営の安定的発展、国民食生活の向上等を図る見地から極めて重要な課題といえます。一方、植物新品種の育成には、一般に専門的な知識、技術等のほか長期にわたる労力と多額の経費を要し、また確実に成果が得られるという性格のものではないことから、これを積極的に奨励するためには新品種の育成者を保護する制度が必要です。

このため、種苗法に基づく品種登録制度により植物新品種の育成者の保護を行い、品種の育成の振興を図っているところです。

<参考条文>

種苗法第1条

2 農林水産植物

品種登録を受けることのできる植物は、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される植物である「農林水産植物」として、種苗法施行令（政令）に定められています。その種苗法施行令の表中には植物分類学上の属・種・亜種の区分で現在455種類（在来なたねを1種類に数えます。）の植物の和名が掲げられており、これに属する植物は全て農林水産植物となります。例えば、ばれいしょは属指定のなすに、ももは属指定のさくらに、茶は属指定のつばきに属すというようになっています。このようなことから、出願しようとしている植物が属する属・種・亜種を事前に調べておく必要があるでしょう。

この農林水産植物は、特定の人によって特別の意図をもって栽培されているような植物を除き、できるだけ広い範囲の植物をその対象としているので、種苗法施行令に属さない植物について品種登録の要望があった場合には、当該植物の育種振興上の必要性等を勘案して、順次農林水産植物の政令追加指定を行うこととしています。（資料1参照）

<参考条文>

種苗法第1条の2

種苗法施行令第1条

3 種苗及び品種の定義

種苗法において、「種苗」とは植物体（農林水産植物の個体をいいます。）の全部または一部で繁殖の用に供されるものをいいます。そして植物の繁殖の方法は種子繁殖のほか様々な栄養繁殖があり、種苗として利用されるものも種子や苗はもちろんのこと、枝、葉、茎（ばれいしょの塊茎、ゆりの球根（鱗茎）等も含みます。）、根（かんしょの塊根等も含みます。）、芽、胞子、菌糸等種々の形態があります。

また、「品種」とは固定品種及び交雑品種をいいます。

そして「固定品種」とは、同一の繁殖の段階（同一の父母から生まれた兄弟姉妹の相互関係）及び異なる繁殖の段階（親、子、孫…と続く異なる世代の相互関係）に属する植物体のすべてが次の要件を満たす場合におけるその植物体のすべてをいいます。

要件の1つは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」といいます。）において十分に類似していること（類似性）です。「重要な形質」とは、例えば葉の形、花の色等品種を識別する上で重要な要素であり、種苗法施行規則（省令）の区分ごとに、その内容が「種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件」（告示）に定められています。固定品種とされるためには、同一の繁殖の段階における各植物体の特性が十分に類似しており（均一性）、かつ、異なる繁殖の段階における各植物体の特性も十分に類似していること（安定性）が必要です。

もう1つの要件は、1または2以上の特性によって他の植物体と明確に区別されること（区別性）です。

また、「交雑品種」とは、一の固定品種の植物体と他の固定品種の植物体とを交雑させて得られる植物体のすべてが上の要件（安定性は除かれます。）を満たす場合におけるその植物体のすべてをいいます。一般には一代雑種とかF1と呼ばれるもので、雑種強勢の性質を利用した野菜で多く見られます。

<参考条文>

種苗法第1条の2

種苗法施行規則第1条

種苗法の規定に基づき重要な形質を定める件

<参考>



4 出願者

品種の育成（人為的変異（交配等）または自然的変異（枝変わり等）に係る特性を選抜交配の繰り返しなどにより固定し、またはその特性の確認のために試作して検定することをいいます。）をした者またはその承継人は、当該品種について品種登録の出願をすることができます。

ここにいう「承継人」は育成した者の地位すなわち出願できる地位を承継した者のことであり、承継には相続等の一般承継（出願者の死亡、会社の合併等）のほか個別の契約による特定承継も含まれます。ただし、法人格を有しない個人商店、団体等は承継人となることはできません。

また、育成をした者またはその承継人が2人以上あるときは、これらの者が共同して出願をしなければなりません。これは一部の人だけが利益を得ることのないようにしているわけですが、事が繁雑となるのを避けるため、特定承継させて出願者を1人にすることも通常行われています。

<参考条文>

種苗法第7条

5 出願

品種登録の出願は、種苗法施行規則で定めるところにより、願書及び説明書並びに出願品種の植物体の全部若しくは一部またはその写真を農林水産大臣に提出してしなければなりません。

なお、出願に当たっての手続きとしては、返信用封筒（A4サイズ以上）を同封のうえ「〇〇〇〇（植物名）の出願書類一式」、「〇〇〇〇（植物名）の特性表」等と明記して、出願受付窓口（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 農林水産省農蚕園芸局種苗課品種登録班）宛に出願書類を請求することから始めることになるでしょう。

<参照条文>

種苗法第7条

種苗法施行規則第5条、第6条

6 職務育成品種

従業者、法人の業務を執行する役員または国若しくは地方公共団体の公務員（従業者等）が育成した品種については、その育成がその性質上、使用者、法人または国若しくは地方公共団体（使用者等）の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が従業者等の職務に属する品種（職務育成品種）である場合を除いては、使用者等が品種登録の出願をすること、または従業者等が品種登録を受けた場合にその名義を使用者等に変更することを、あらかじめ定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は無効とするとされています。つまり逆に言うと、職務育成品種については、使用者等が品種登録の出願をすること等を定めた契約、勤務規則等があらかじめ定められている場合には、その定めに基づいて使用者等が品種登録の出願をすること等ができるということです。

職務育成品種であるためには、従業者等の品種の育成が使用者等の業務の範囲に属し、かつ従業者等の職務に属することが必要ですが、これは使用者等の定款、寄附行為や従業者等の育成地、育成施設などから客観的に判断しなければなりません。

また、職務育成品種について使用者等が品種登録の出願をしたとき、または従業者等が品種登録を受けた場合においてその者の名義を使用者等に変更したときには、従業者等は使用者等に対し、対価の支払いを請求することができます。

対価の額については、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められます。使用者等が受けるべき利益の額は、その品種の販売利益や許諾に伴う実施料収入という経済的利益であり、対価の額はこの範囲内になると考えられます。さらに使用者等が貢献した程度をも考慮する必要がありますが、これは品種を育成したのは従業者等であるという前提の下に、圃場・施設の提供等の使用者等の貢献度に相当する額を差し引くという考え方によるものです。

なお、農林水産省では、その試験研究機関等における職務育成品種の取扱いに関し「農林水産省職務育成品種規程」（訓令）等を定めています。

<参照条文>

種苗法第8条

7 出願者の名義の変更

出願者の名義は、相続その他の一般承継による場合を除いては、変更することができません。これは、①出願後に出願者の変更を自由に認めることとすると、審査に必要な資料の提出、育成経過等についての説明の要求、現地調査の実施等に関する、円滑・迅速な審査の遂行を阻害するおそれがあること、②出願前には出願者としての地位の譲渡が認められており、品種登録後であっても特定承継による名義の変更が認められているため、出願後品種登録までの間にこのような制限を設けても出願者に過重な負担とはならないことをその理由とします。

また、一般承継による場合にのみ出願者の名義の変更ができますが、その場合には、その一般承継人は遅滞なく種苗法施行規則で定める届出書を一般承継人であることを証する書面とともに提出しなければなりません。

なお、出願者自身の氏名若しくは名称または住所の変更は、「名義」の変更に当たらず、変更可能です。

<参考条文>

種苗法第9条

種苗法施行規則第7条

8 出願品種の名称

品種登録は出願品種の名称が次の①から④に該当する場合には受けることができません。（名称の適切性）

① 一の出願につき一でないとき。

複数の品種名称を認めると識別が困難になり適正な流通が阻害されるため、1品種1名称と定めています。また、これに関連して「植物の新品種の保護に関する国際条約」（U P O V 条約）では、複数の同盟国に出願する場合には各同盟国において同一の名称を提示しなければならないことを規定しています。

② 出願品種の種苗に係る登録商標（商標登録を受けている商標）または当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一または類似のものであるとき。

③ 出願品種の種苗または当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一または類似のものであるとき。

他人の登録商標またはそれと類似の商標の使用は、商標権者に対する権利侵害となることから使用できないとしているわけです。この逆に商標法では、品種登録を受けた品種の名称と同一または類似の商標であって、その品種の種苗またはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものは、商標登録を受けることができないこととし、種苗法及び商標法の両制度の調整が図られています。

なお、ここにいう「当該種苗と類似の商品」ですが、例えば「稻」の種苗の類似の商品は「米」や「穀物」というように、その種苗の生産物（収穫物）がこれに当たり、また「種苗または当該種苗と類似の商品に関する役務」とは、種子のコーティング等の苗の仕立てや、観賞植物の貯蔵、農産物の輸送等のサービス形態のことをいいます。

④ 出願品種に關し誤認を生じ、またはその識別に關し混同を生ずるおそれがあるものであるとき。

「誤認を生じ」とは、例えば病害抵抗性がないのに「耐病〇〇」、九州で育成されたのに「青森〇〇」のように、出願品種の名称が品種の特性、育成地等について事実と異なった認識を与えることをいい、また「混同を生ずる」とは、出願品種と他の既存品種とを同一のものと間違えさせるようなことをいいます。

なお、出願品種の名称が上記①から④に該当する場合には、審査の段階で別の名称に変更してもらうことになります。

<参照条文>

種苗法第10条

植物の新品種の保護に関する国際条約第13条

商標法第4条

9 未譲渡性

出願品種の植物体の全部または一部が、日本国内においては出願の日前に、外国においては出願の日から4年（種苗法施行規則で定める「永年性植物」にあっては6年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、品種登録を受けることができません。（未譲渡性）

ここにいう「業として」とは営利の有無を問わず、反復・継続の意思をもって同種の行為をすることであり、また「譲渡」とは、有償無償を問わず、所有権の移転を伴うものとします。さらにUPOV条約においては、出願時に販売の申し出（出願品種掲載のカタログを配布すること等）が行われていないことも、この未譲渡性の要件とされています。

ただし、この未譲渡性の例外として、その譲渡が試験若しくは研究のためのものであるとき、育成者（及びその承継人）の意思に反してなされたものであるときは、品種登録を受けることができるとしています。

<参照条文>

種苗法第10条

種苗法施行令第1条

種苗法施行規則第8条

植物の新品種の保護に関する国際条約第6条

出願前に種苗の委託生産を行っても差し支えありませんか？

一般的に委託は所有権の移転を伴わず譲渡には当たらないと考えられ、種苗の委託生産により未譲渡性の要件を欠くということにはなりません。しかしながら委託契約の内容によっては譲渡に当たると認められることもありますので注意が必要です。

10 先願

同一の品種については、最先の出願者に限り、品種登録を受けることができます。

なお、出願については到達主義をとっており、先願後願の判定に当たっては、適法な出願書類等の出願受付担当職員（種苗課品種登録班登録係）への到達時点を基準としています。

<参照条文>

種苗法第11条

1 1 外国人に関する特例

日本国内に住所及び居所（法人にあっては営業所）を有しない外国人は、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（内国民待遇による保護）を認める国の国民（U P O V条約の同盟国の国民を含みます。），またはU P O V条約の同盟国に住所または居所（法人にあっては営業所）を有する者に該当する場合（いずれの場合も当該国で保護している品種を日本へ出願してくる場合に限ります。）を除き、品種登録を受けることができません。

つまり、品種登録を受けることができる外国人の範囲は、① 日本国内に住所または居所を有する者、② U P O V条約の同盟国の国民及びその国に住所または居所を有する者、③ 日本国民に対し品種の育成に関して内国民待遇による保護を認める国の国民です。（ただし②及び③にあっては、その国で保護している品種を日本へ出願してくる場合に限ります。）

＜参考条文＞

種苗法第12条

1 2 優先権

U P O V条約の同盟国に出願をした者またはその承継人は、当該同盟国出願のうち最先の出願をした日（同盟国への出願日）の翌日から1年以内に、または日本国民に対し品種の育成に関して内国民待遇による保護を認める国であって日本国民に対し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるもの（同盟国を除く。以下「特定国」という。）に出願をした者またはその承継人は、当該特定国出願のうち最先の出願をした日（特定国への出願日）の翌日から1年以内に、当該出願に係る品種について、出願時に、優先権を主張することができます。

そして、出願者が優先権を主張した場合には、同盟国への出願日または特定国への出願日から日本に出願をした日までの間にされた当該出願に係る品種と同一の品種についての出願、公表、譲渡その他の行為は、当該出願についての品種登録を妨げる事由とはなりません。

＜参考条文＞

種苗法第12条の2

U P O V条約の同盟国

アイルランド、アメリカ、アルゼンチン、イギリス、イスラエル、イタリア、ウルグアイ、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、南アフリカ

（平成6年12月末現在：27か国）

1 3 出願品種の審査

出願が受理されると審査が行われることになりますが、この出願品種の審査は書類審査によるほか、審査上その必要がないと認められる場合を除いて、農林水産省の職員（または農林水産大臣より依頼された関係行政機関、学校その他適当と認める者）による現地調査または栽培試験が行われます。なお、この現地調査は通常、農林水産省の職員である審査官が専門的学識経験者である現地調査員を帯同して行っています。

また、出願品種の審査をするに当たっては、出願者に対し出願品種の審査のために必要な資料の提出を求めることができます。

＜参照条文＞

種苗法第12条の3

14 品種登録

審査の結果、品種登録の出願が種苗法及び種苗法に基づく命令に規定する要件を満たすものであると認められたときには、品種登録の前に「内定公表」の手続きがとられます。これは、出願品種の概要等をあらかじめ公表して、その品種登録されることについて意見のある者に対し事前に情報を提供する機会を与えるためのものです。（資料2参照）

この60日間の内定公表の期間を経て、最終的に品種登録をすべきであると判断された場合には、品種登録簿に品種の名称、植物体の特性、有効期間、品種登録を受ける者の氏名または名称及び住所その他品種登録規則（省令）で定める事項が記載されて、品種登録が行われます。そして種苗法施行規則で定める事項が公示されるとともに、品種登録者に登録品種の植物体の特性を記載した書面を添えて品種登録証が交付されます。

＜参照条文＞

種苗法第12条の4

種苗法施行規則第10条、第11条、第12条

品種登録規則第2条

登録品種の特性を知りたいのですが、どうしたらよいのですか？

出願受付窓口（種苗課品種登録班）において、官報告示では省略される「登録品種の植物体の特性の概要」を含めた関係書類を閲覧できるようにしております、またコピーを取りたい方には当該書類の貸し出しも行っています。

さらに詳しい特性について知りたい方は、その詳細が品種登録簿の「登録品種の植物体の特性記録部」に記載されていますので、品種登録規則第16条の規定に基づく請求書を出願受付窓口に提出し（郵送可）、品種登録簿の謄本を入手することも可能です。（資料3参照）

15 品種登録の有効期間

品種登録の有効期間は、一般的には15年間、永年性植物にあっては18年間としています。さらに詳しくいうと、例えば3月1日に品種登録簿への記載により品種登録されたとすると、有効期間は3月1日から15年（または18年）後の3月1日終了までとなります。

永年性植物の保護期間を一般の植物より長く定めているのは、樹木等の木本性植物である永年性植物については、①母樹の生育に時間がかかるため、育成してもすぐには営業的に販売するために十分な量の種苗が確保できないこと、②一度植え付けられると次の植え直しまでの期間が長いものが多いため、一般の植物に比べて種苗の需要量が少なく、育成者の採算がとれるまでに長期間を要すること等が配慮されたためです。

なお、品種登録の有効期間内においても、品種登録者が第1年分の登録料にあっては公示の日から30日以内に、第2年以後の各年分の登録料にあっては前年以前に納付しないときには、その品種登録は取り消されます。（上記例の3月1日が品種登録日であれば、第1年分の登録料は3月31日終了までに、第2年以後の各年分の登録料は当該年の3月1日終了までに納付しなければなりません。ただし納付期日が休日に当たる場合は、その翌日が手続き上の期日となります。）

＜参考条文＞

種苗法第12条の4、第12条の10、第12条の12

種苗法施行規則第20条、第21条

16 品種登録の効力

品種登録を受けている品種（登録品種）については、品種登録者以外の者は、品種登録者の許諾なしに、業として次の①から③の行為ができません。

- ① 登録品種の植物体の全部または一部を種苗として、有償で譲渡し若しくは有償で譲渡する旨の申し出をし、または有償で譲渡する目的をもって生産し若しくは輸入すること。
- ② 種苗法施行規則で定める「極めて容易に繁殖する農林水産植物の種類」に属する登録品種について、切り花、鉢物、青果物等の通常種苗以外のものとされている当該植物体の一部を繁殖させて得られる植物体の全部または一部を有償で譲渡すること。（①の行為を除きます。）
- ③ 固定品種である登録品種の植物体と他の固定品種の植物体とを交雑させて得られる種子または胞子を種苗として、有償で譲渡し若しくは有償で譲渡する旨の申し出をし、または有償で譲渡する目的をもって生産し若しくは輸入すること。

これらに違反している者に対しては、品種登録者は差止請求を行うことができるほか損害賠償も請求できます。さらに、①の行為の中の有償譲渡行為に限り、品種登録者の告訴があった場合には刑事上の罰則（1年以下の懲役または30万円以下の罰金）も設けられています。

以上が品種登録の効力ですが、今度は逆に、品種登録の効力の及ばない範囲、いいかえると、品種登録者以外の者が品種登録者の許諾なしにしても、種苗法上問題とはならない行為について考えてみます。

まず①に関するいうと、「種苗として」の有償譲渡等が禁止されるのであって、適法に登録品種の種苗を譲り受け、これを栽培し、その生産物を「生産物として」有償譲渡等することは、種苗法上なんら問題を生じません。そして農家が翌年の生産のために使用する種苗の「自家採種（自己増殖）」の行為も、そもそも譲渡行為がないため問題とはなりません。また「有償で」の登録品種の譲渡等が禁止されるのであって、「無償譲渡」の場合も問題とはなりません。ただし、有償譲渡とは売買だけでなく、物の交換その他見返りとなるものを得て行う場合も該当するので、この無償譲渡となるかどうかを考える場合、注意が必要でしょう。

次に②に関するいうと、極めて容易に繁殖する農林水産植物であっても、適法に登録品種の種苗を譲り受けた場合には、それを増殖させて切り花、鉢物、青果物等の生産物を有償で譲渡しても差し支えありません。

また③に関する限り、これに該当しない限り、登録品種の植物体を育種素材として利用して別の「品種」を育成すること及び育成された別の「品種」を有償譲渡等することも種苗法上問題を生じません。そして、両者が登録品種である交雑品種とその親品種との関係で、交雑品種の親品種についての品種登録者は交雑品種の品種登録者の許諾なしに、また親品種よりも先に交雑品種が品種登録を受けた場合の交雑品種の品種登録者は親品種の品種登録者の許諾なしに、交雑品種の種苗を有償譲渡等することができます。（ただし、当該品種登録者以外の第三者が交雑品種の種苗を有償譲渡等するためには、両者の許諾が必要です。）

さらに①と③の例外として、適法に登録品種の種苗または③に該当する種苗を譲り受けた者は、その数を増加させなければ、種苗として、有償で譲渡し、または有償で譲渡する旨の申し出をすることができます。これは数段階に分かれて行われることが多い種苗の流通について、各段階で品種登録者の許諾が必要であるとすると、流通の円滑化が阻害されるからです。

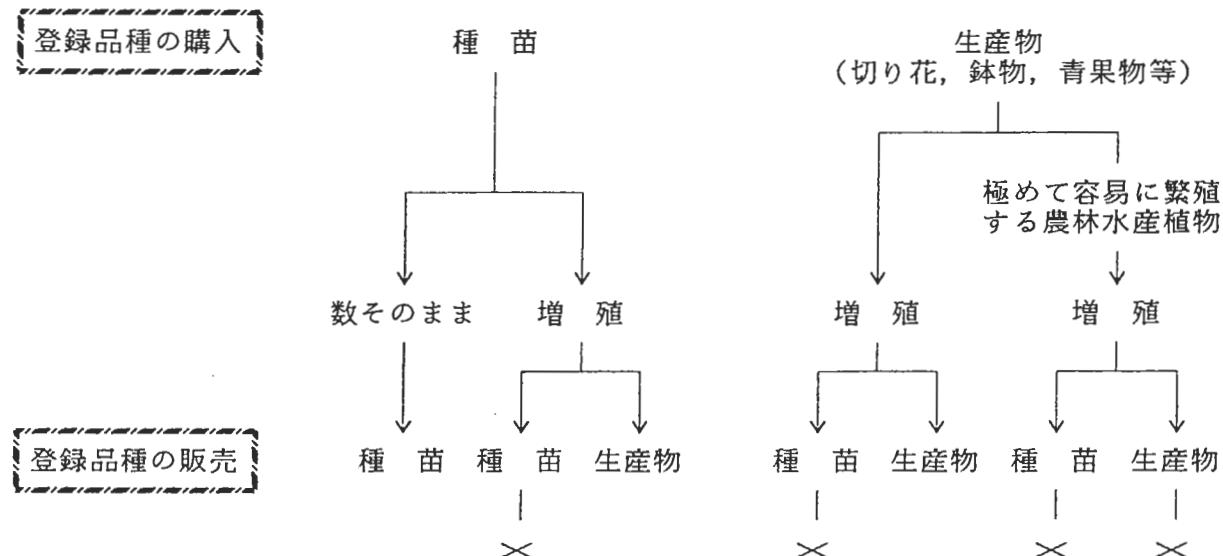
最後に①から③全ての例外として、登録品種の育成者よりも先に当該登録品種と同一の品種を育成した者、登録品種の育成する方法について特許権を有する者またはその専用実施権若しくは通常実施権を有する者、その特許権消滅後にその特許に係る方法により生産する者及び職務育成品種について従業者等（またはその承継人）が品種登録を受けた場合の使用者等（またはその一般承継人）は、その登録品種について上記①から③の行為をすることができます。

<参考条文>

種苗法第12条の5、第13条

種苗法施行規則第13条

<参考>



登録品種の苗木から穂木を採取して、それを販売してもよいのですか？

登録品種を増殖しての種苗の有償譲渡に当たり、品種登録者の許諾を得ることが必要です。

農協が登録品種の種苗を購入し、その管理下で当該種苗を増殖して組合員に無料で配布する場合には、有償譲渡に当たらないのではないですか？

農協が組合員に種苗を無料で配布することは、将来農協でその生産物を販売し経済行為を行うための先行投資となり、有償譲渡と見なされることも十分考えられます。このようなことから農協は正式に当該種苗の品種登録者と許諾契約を結んで、適正に種苗の生産・配布を行うようにすべきでしょう。

果樹などの登録品種から枝変わりが出た際に、これを品種登録に出願する場合には品種登録者の許諾が必要ですか？

また、その枝変わりを種苗として有償譲渡しても差し支えありませんか？

登録品種を品種改良のために利用することは自由であるので、品種登録の出願については、品種登録者の許諾の必要はありません。

ただし、登録品種の枝変わりを種苗として有償譲渡する点であります、これには注意が必要です。つまり枝変わりが登録品種と同一の品種でなければ（重要な形質に係る特性において明確な区別性があれば）問題はないのですが、同一の品種の場合、種苗法違反となってしまうのです。

できればその確認のためにも、その枝変わり品種を品種登録に出願すべきでしょう。品種登録されればその品種は登録品種と別の品種であり、その逆に品種登録されなければその品種は登録品種と同一の品種であるということがいえるのですから。

登録品種の侵害行為に対する一般的な注意事項は何ですか？

登録品種が侵害されたというためには、侵害に対して保護される登録品種の特性を明確にしておく必要があります。登録品種については、農林水産省から品種登録証とともに登録品種の植物体の特性を記載した書面（品種登録簿の「登録品種の植物体の特性記録部」の写し）が送付されてくるので、これにより特性を十分に把握しておくことが必要です。これをもとに侵害したという対象品種が登録品種と同一の品種であるかどうか判断するわけですが、品種の特性の対比については、かなり専門的な知識を要し、技術的に微妙な問題を含むこともあるため、十分な調査を行う必要があります。

また、登録品種の侵害行為を未然に防ぐためにも、登録品種の種苗の有償譲渡等を許諾する際には、その相手方と適切な文書による許諾契約を結ぶことも重要です。ただし、契約の内容によっては独占禁止法に触れることもありますので注意して下さい。（資料4 参照）

そして、侵害に対する措置としては、警告や催告、示談交渉等、または法的手段を取り、差止請求・損害賠償請求等の民事訴訟の提起、さらに刑事訴追のための告訴があります。なお、警告や催告については内容証明郵便で行うことが効果的であると考えられます。（資料5 参照）

1.7 登録品種の名称（品種名称の使用制限）

登録品種については、品種登録者以外の者が品種登録者の許諾なしに種苗の有償譲渡等をすることを禁止しているため、種苗の売買に当たっては、取引の対象となる種苗が登録品種のものであるか否かの判断が必要です。そして種苗の外観からでは品種の区別がつかないものが多いことから、品種を識別する上でその名称は重要な意味を有しています。このため、種苗法では種苗の流通の混乱を防止し取引の安全を確保するという観点から、次の2点について品種名称の使用制限を定めています。

- ① 登録品種の種苗を業として販売する場合には、当該登録品種の名称以外の名称を使用することはできません。（登録品種についての品種名称の使用制限）

種苗法上明文はないがUPOV条約の規定により、品種登録の有効期間満了後においてもこの制限は適用され、また、登録品種の名称を容易に識別できるようにしておくことを条件に、登録品種の名称とともに商標若しくは商号またはこれらに類似する表示を使用することができるとされています。

- ② 登録品種が属する農林水産植物の種類、またはこれと類似の農林水産植物の種類（「類似する農林水産植物の種類」は種苗法施行規則で定めます。）に属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として販売する場合には、当該登録品種の名称を使用することはできません。（登録品種以外の品種についての品種名称の使用制限）

例えば登録品種がいちごであれば、他のいちごの品種の種苗のみならず、類似の農林水産植物の種類であるきゅうりやトマトの品種の種苗について、そのいちごの登録品種の名称を使用することはできません。

ただし、この品種名称の使用制限が適用されるのは、「種苗を業として販売する場合」に限られており、種苗としてではなく生産物として販売する場合や販売以外の有償譲渡をする場合（対価として労務の提供を受ける場合、種苗の交換を行う場合等）には該当しません。

なお、これらに違反している者に対しては刑事上の罰則（10万円以下の過料）が設けられています。

＜参考条文＞

種苗法第12条の6、第16条

種苗法施行規則第14条

植物の新品種の保護に関する国際条約第13条

登録品種の名称を、その生産物について使用する場合、その名称は種苗法により保護されているのですか？

登録品種の種苗を業として販売するには、当該登録品種の名称以外の名称を使用してはなりませんが、生産物として販売する場合はこれに該当せず、生産物には別の名称を使用しても種苗法上は問題ないことになっています。このことから、登録品種の名称は生産物の段階では、種苗法による保護は受けられないということになります。

しかしながら、登録品種の生産物の名称（商品名）が国内周知なものであれば、種苗法以外の法律ですが、不正競争防止法で対処することができます。不正競争防止法では、我が国で広く認識された他人の商品であることを示す表示と同一若しくは類似のものを使用し、またはこれを使

用した商品を販売などして、他人の商品と混同を生じさせる行為を不正競争行為としています。

また、別の見方をして、商標法では、品種登録を受けた品種の名称と同一または類似の商標は、その品種の種苗に類似する商品について商標登録を受けることができなくなっているということからも、登録品種の名称をその生産物について使用する場合に限り、ある程度保護範囲を拡大してもよいのではないかと考えます。品種登録者（または品種登録者から許諾を受けている者）が登録品種の生産物を当該登録品種の名称で販売しているという前提の下に、登録品種が属する農林水産植物の種類に属する当該登録品種以外の品種の生産物が当該登録品種の名称で無断で販売されていた場合には、民法でいう不法行為を構成し、民事上の救済措置を図ることが可能ではないでしょうか。

1.8 品種登録者の名義の変更

品種登録者の名義は、出願者の名義の変更のときとは違い、相続その他の一般承継による場合のほか特定承継についても変更することができます。これは品種登録者としての地位は一身専属性なものとする必要はないので、譲渡等の特定承継により任意に第三者に移転することができるところです。

ただし、特定承継については権利関係の帰属を明確にし取引の安全を図るという観点から、名義の変更は品種登録簿への登録をもって効力が生じることとしています。（一般承継の場合には戸籍簿や商業登記簿により承継の事実が客観的に明確であり、また相続等の事実が発生した時点から登録されるまでの間、品種登録者が存在しないという事態を防ぐためにも品種登録簿への登録がなくても効力が生じることとしています。）

そして、一般承継による名義の変更の場合には、遅滞なく種苗法施行規則で定める届出書を一般承継人であることを証する書面とともに提出しなければなりません。また特定承継による場合には、品種登録規則で定める申請書と添付書面を提出しなければなりません。

＜参照条文＞

種苗法第12条の7

種苗法施行規則第15条

品種登録規則第9条、第10条

1.9 裁定

育種の振興のため新品種の育成者を保護することが必要であるのは当然ですが、他方農業政策上の立場からは育成された品種が広く普及され一般に利用されるようにすることも必要であり、この2つの要請を調整するという観点から、種苗法には許諾に関する裁定の規定を設けています。

裁定が行われるのは、①登録品種の種苗または固定品種である登録品種と他の固定品種との交雑種子（胞子）の有償譲渡若しくは有償譲渡の申し出、または有償譲渡目的での生産若しくは輸入の行為が継続して2年以上適当にされていないとき、または②①の行為がされることが公共の利益のため特に必要であるときであって、当該行為をしようとする者が品種登録者の許諾を得られない場合です。

手続的には、

① 登録品種の種苗の有償譲渡等の行為をしようとする者は、まず品種登録者に対し許諾についての協議を求めます。

- ② 協議をしたにもかかわらず不成立に終わったとき、あるいは相手方が協議に応じない等の理由で協議をすることができなかったときには、農林水産大臣の裁定を申請することができます。
- ③ 裁定の申請があったときは、その旨を品種登録者に対し文書をもって通知し、相当の期間を指定して聴聞を行うなど意見を述べる機会を与えます。
- ④ 裁定を行う場合には、許諾の可否にかかわらず事前に農業資材審議会の意見を聽かなければなりません。
- ⑤ 許諾をすべき旨の裁定をするときは、許諾行為の内容、対価及びその支払方法についても併せて定めます。
- ⑥ 裁定がなされたときは、その旨が当事者に通知されます。そしてその通知により当事者間の協議が成立したものと見なされます。なお、許諾すべき旨の裁定がされたときには、職権により許諾に関する登録が行われます。

<参考条文>

種苗法第12条の8

種苗法施行規則第16条

品種登録規則第5条

20 登録品種の調査

適切な品種の管理を継続しないと、後代の品種の特性が変化することがあります。このため、品種登録後においても、登録品種の植物体の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認められる場合には、品種登録者に対し登録品種の植物体の全部または一部その他の資料の提出を求めることが可能、その際には農林水産省の職員が現地調査または栽培試験を行うこととしています。（後代検定）

そして、登録品種の植物体の特性が品種登録をした時における植物体の特性と異なることとなつたことが判明したときには、その品種登録は取り消されます。また、品種登録者が正当な理由がないのに提出を求められた資料を提出せず、または現地調査を拒んだときには、その品種登録を取り消すことができるものとされています。

なお、この調査の必要性の手掛かりを得るために、一般からの情報提供の途を開いています。

（資料2 参照）

<参考条文>

種苗法第12条の9、第12条の10

種苗法施行規則第17条

本資料に関するお問合せ先

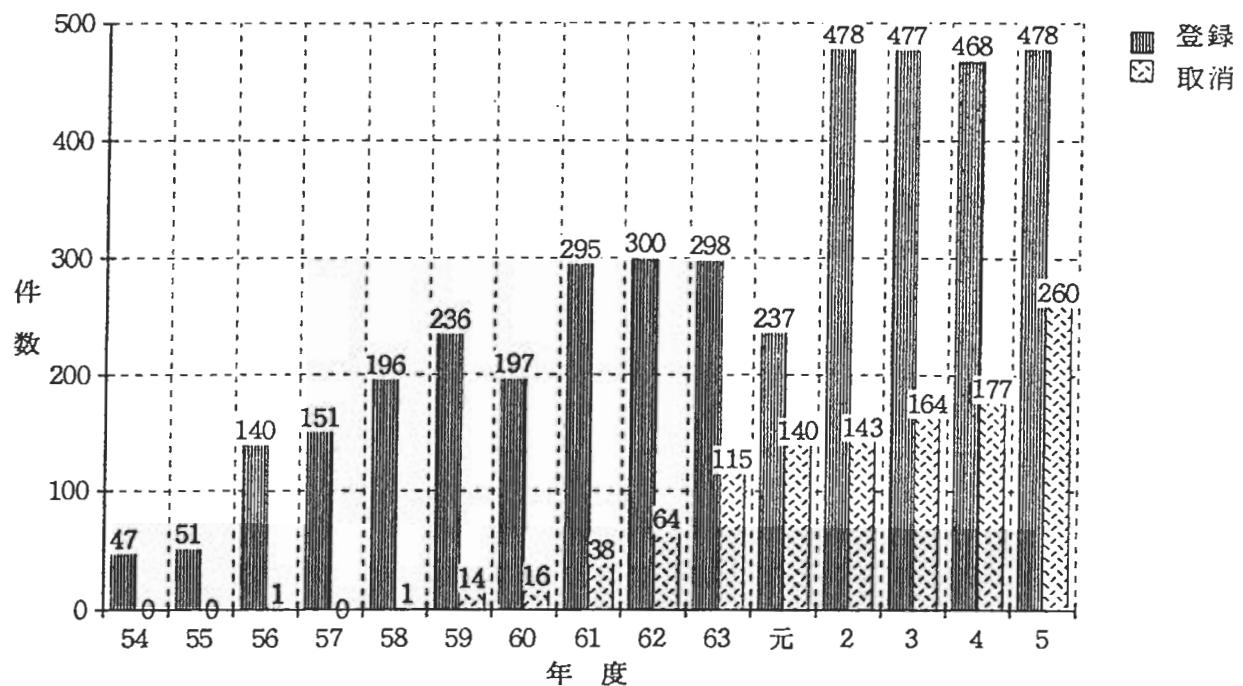
農林水産省 農蚕園芸局 種苗課 品種登録班 品種保護係
〒100 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

（農林水産省南別館2階）

TEL 03-3502-8111 (内線4181)

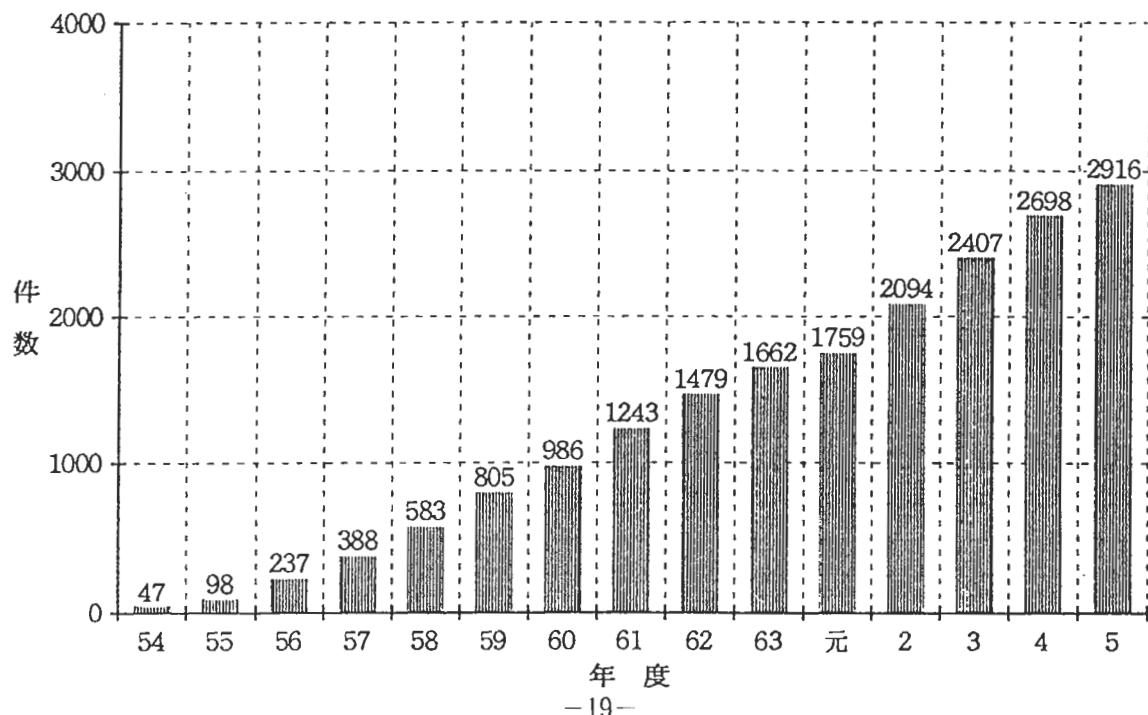
<統計資料>

年度別品種登録・取消件数

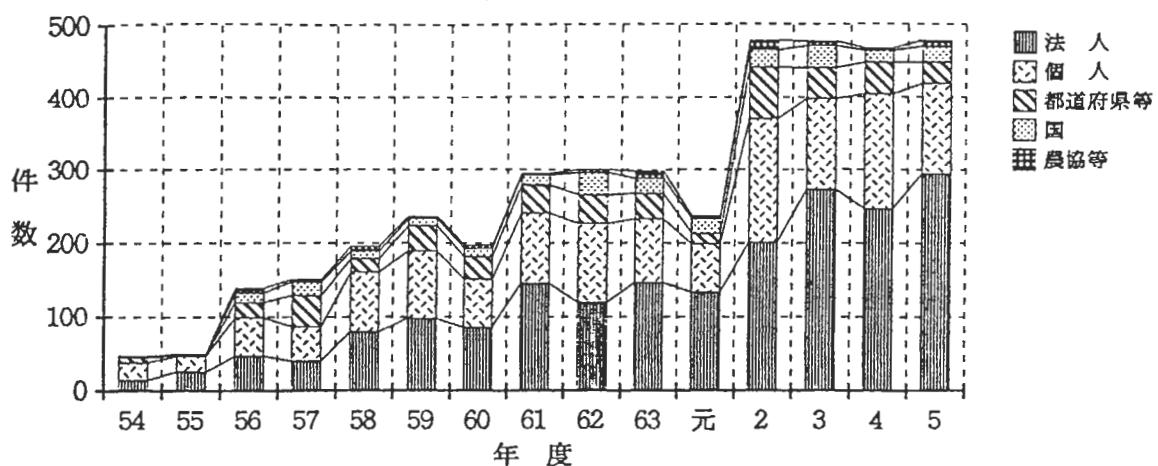


年度	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	計
品種登録件数	47	51	140	151	196	236	197	295	300	298	237	478	477	468	478	4,049
品種取消件数	0	0	1	0	1	14	16	38	64	115	140	143	164	177	260	1,163
計	47	51	139	151	195	222	181	257	236	183	97	335	313	291	218	2,915
登録品種数	47	98	237	388	583	805	986	1,243	1,479	1,662	1,759	2,094	2,407	2,698	2,916	

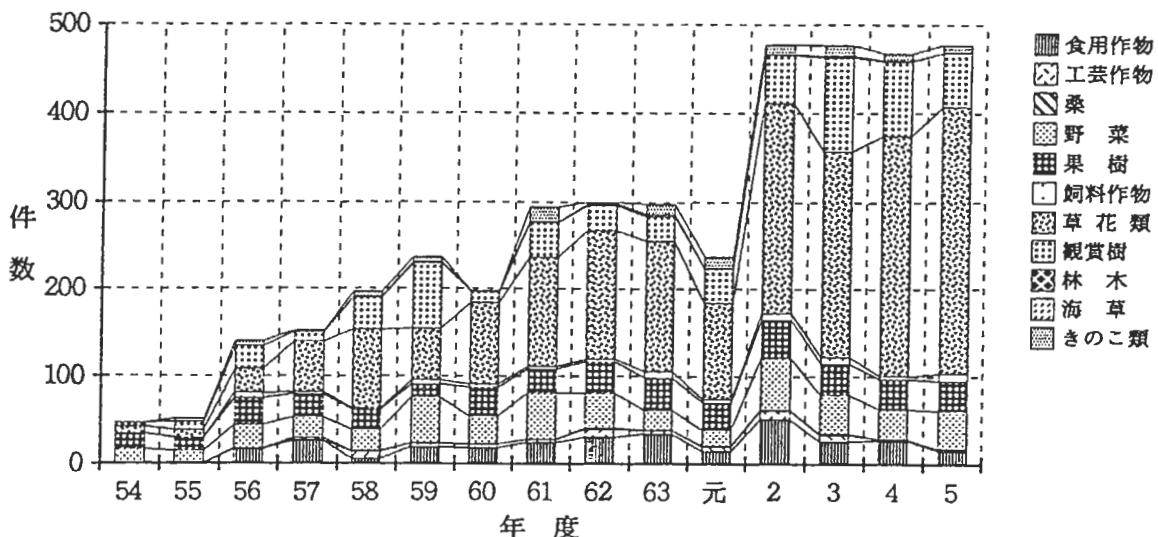
登録品種数の推移



年度別業種区分



年度別作物区分



	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	計
食用作物	0	0	16	26	5	19	18	24	31	34	14	51	26	27	15	306
工芸作物	1	1	1	1	8	4	4	4	9	5	6	10	7	2	2	65
桑	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	1	1	2	0	1	10
野菜	15	13	27	23	25	53	32	53	40	22	18	59	44	34	43	501
果樹	18	16	31	26	22	15	33	27	35	37	31	44	35	34	34	438
飼料作物	0	0	6	3	2	5	4	3	3	7	4	7	8	4	9	65
草花類	8	9	27	57	89	58	93	125	149	150	110	239	236	274	303	1,927
觀賞樹	5	9	25	11	38	75	12	41	29	29	39	55	104	84	62	618
林木	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3	0	0	2	1	0	9
海草	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
きのこ類	0	3	7	1	6	5	0	17	2	11	14	12	12	8	9	107
計	47	51	140	151	196	236	197	295	300	298	237	478	477	468	478	4,049